

福岡県公報

平成19年1月5日
第 2 6 2 6 号

目 次

告 示 (第 1 号 - 第 55 号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7

○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	8
○市の境界変更	(地方課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	10
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	11
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	11
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	11
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	12
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	12
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	13
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	13
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	13
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	14
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	14
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	15
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	15
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	15
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	16
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	16
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	17
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	17

- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) ……………17
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) ……………18
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) ……………18
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) …………… 19
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) ……………19
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) ……………19
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………20

教育委員会

- 技能教育のための施設の指定 (教育庁高校教育課) ……………20

公安委員会

- 警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務 (警察本部生活安全総務課) ……………20

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (緑化推進課) ……………23

正 誤

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成18年10月福岡県告示第2033号) 中正誤 ……………25

告 示

福岡県告示第1号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調査を当該漁業協同組合において、平成19年1月5日から同年1月19日までの間縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
北九州市若松区東小石町14番9号	梶原 康 博	脇之浦	脇之浦漁業協同組合
北九州市若松区久岐の浜5番6-303号	上野 キミエ		
北九州市若松区響南町1番18号	鈴木 勝		
大川市大字新田860 大川市大字九網142 大川市大字新田964-5	古賀 孝 光 小柳 政 彦 古賀 秀 幸	上新田	上新田漁業協同組合

福岡県告示第2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
北九州市建築都市局都市計画課

福岡県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

北九州都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

（1の区域区分については変更がない。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

北九州市建築都市局都市計画課

福岡県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した中間都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

中間市都市整備課

福岡県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

中間都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

中間市浄花町、岩瀬3丁目、岩瀬4丁目及び大字中底井野字木屋瀬田の各一部

遠賀郡遠賀町大字老良字桶淵及び字中島の各一部

遠賀郡水巻町吉田南2丁目及び吉田南5丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

中間市都市整備課

福岡県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した遠賀都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
遠賀町まちづくり課

福岡県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した岡垣都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
岡垣町建設課

福岡県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した水巻都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
水巻町産業建設課

福岡県告示第9号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林80-1、81-1、83-10、83-11及び84-1並びに水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字尾仲202番地
今長谷 豊

福岡県告示第10号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字薦附3221-2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字上大隈544番地
藤本 義嗣

福岡県告示第11号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2122-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字篠栗3693番地1
松藤 義照

福岡県告示第12号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市須恵字川添60番3及び60番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市平等寺820番地

中嶋 愛子

福岡県告示第13号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字芥屋字松原42番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区田島1-8-14
伊藤 芳樹

福岡県告示第14号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市寺福童字柿添693-2、693-10、693-11、及び字内畑下道西807-1から807-6まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本市高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング 代表取締役 川崎 昌美

福岡県告示第15号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字北古賀字北田268-1、268-3から268-7まで、271-1から271-5まで、274-2、274-3、274-6、274-7、277-11及び277-13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大川市大字北古賀31の1

古賀 林允

福岡県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年12月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーセンタートライアル大牟田店

(2) 所在地 福岡県大牟田市小浜町52番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所

株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
----------------	---------------------

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年8月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,795.1㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大牟田市小浜町52番1 外	350

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大牟田市小浜町52番1 外	50

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大牟田市小浜町52番1 外	394.12

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県大牟田市小浜町52番1 外	67.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	—

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県大牟田市小浜町52番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

福岡県告示第17号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大土居3丁目137番1及び137番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町片縄4丁目77番地
禅院 俊一

福岡県告示第18号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド八女店
 - (2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原859番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年12月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡上毛町大字緒方、大字成恒、大字尻高、大字安雲及び大字矢方 (西吉富西部地区第2換地区)	換地計画書の写し	平成19年1月5日から 平成19年2月5日まで	上毛町役場

福岡県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年12月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡上毛町大字成恒 (西吉富西部地区第3換地区)	換地計画書の写し	平成19年1月5日から 平成19年2月5日まで	上毛町役場

福岡県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年12月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦

覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
遠賀郡遠賀町大字上別府(高家地区)	換地計画書の写し	平成19年1月5日から 平成19年2月5日まで	遠賀町役場

福岡県告示第22号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年12月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人九州視覚障害ゴルファーズ協会
 - 代表者の氏名
三笥 信彦
 - 主たる事務所の所在地
福岡県田川市日の出町5番8号
 - 定款に記載された目的
この法人は一人でゴルフプレーできない視覚障害者に対し、眼助いでプレー、その他の援助でプレーを可能にし、ゴルフによる視覚障害者の社会参加を援助することで障害者と健常者の助け合いによる共生を実現し、真に豊かな社会が実現することを目的とする。

福岡県告示第23号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年12月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人海外臓器移植支援基金
 - 代表者の氏名
荻原 将志
 - 主たる事務所の所在地
福岡県嘉麻市下山田34番地9
 - 定款に記載された目的
この法人は、現在の日本国では移植を受けることができず、海外での臓器移植を余儀なくされた先天性重疾患等の15歳以下の子どもに対して、臓器移植のための支援に関する事業を行い、早期回復と一日も早い幸せな生活を実現し、子どもの健全育成及び医療又は福祉の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
-----------	---------

行橋市大字入覚 (入覚地区第4換地区)	平成18年12月21日
------------------------	-------------

福岡県告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成19年1月1日から春日市と大野城市との境界を次のように変更した。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大野城市のうち次の区域を春日市に編入する。

町	地 番
平田台1丁目	56の4、69の10から69の16まで、70の2、70の3、143、144、1011から1013まで
平田台3丁目	1の2、1の3、153の2、1016から1018まで
平田台4丁目	1の2から1の4まで、3の4から3の7まで、60の3から60の5まで、97の2、1017の2
平田台6丁目	1から8まで、9の2、10の2、11、12、13の2、14の2、15の2、16の2、33の2、41の2、42の2、46の2、50の2、51の2、52の2、54から63まで、1000の2、1001の2、1002の2、1003の2、1003の3

- 2 春日市のうち次の区域を大野城市に編入する。

町	地 番
南大利1丁目	3から5まで
平田台1丁目	1の5、1の7から1の9まで

福岡県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	椎田線 勝山	前	築上郡築上町大字弓ノ師785番先から 京都郡みやこ町皆見1498番1先まで	13.0 ～ 18.0	432.5
			前	同上	11.0 ～ 18.0	438.0
			後	同上	11.0 ～ 22.0	432.5
			後	同上	11.0 ～ 22.0	438.0

福岡県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	椎田線 勝山	築上郡築上町大字弓ノ師562番1先から 京都郡みやこ町皆見1498番1先まで

福岡県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	甘 木 井 線	前	うきは市吉井町千年1097番1先から 同市吉井町福永127番先まで	2.3 ～ 20.0	820.7
			前	同上	10.6 ～ 31.6	830.9
			後	同上	2.3 ～ 20.0	820.7
			後	同上	10.6 ～ 31.6	830.9

福岡県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

久留米	甘 木 井 線 吉 井	うきは市吉井町千年1097番1先から 同市吉井町千年397番先まで
-----	----------------	--------------------------------------

福岡県告示第30号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人学び舎
 - (2) 代表者の氏名
杉山 陽三
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区香椎浜4丁目1番7-106号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は情報化社会に対応できない多くの福岡県民並びにNPOに対し、楽しく学べるパソコン講習事業及びパソコン技術指導並びにホームページ開設の支援事業を行う。同時に子供達が講師として高齢者・障害者に教えたりする機会を創出し、人に教えるということに必要なリーダーシップ・我慢強さ・弱者をいたわる心などを育成する青少年リーダー育成事業を行う。これらの事により便利な情報化社会を共有出来る地域社会の構築と福岡県の未来を担う青少年の育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第31号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、

次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
平成商事 川上 忍	福岡市中央区天神 3丁目4番2 U B I天神ビル8 F	福岡県知事 (1)第08293号 平成17年4月15日	平成18年12月11日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

福岡県告示第32号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
エイト商事
- 2 氏名
三浦 陞
- 3 主たる営業所の所在地
北九州市八幡西区市瀬1丁目2-20
- 4 登録番号
福岡県知事(5)第05544号
- 5 登録年月日
平成18年2月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第33号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
廣商
- 2 氏名
永田 廣美
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市早良区野芥6丁目21-11
- 4 登録番号
福岡県知事(4)第06016号
- 5 登録年月日
平成16年8月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第34号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸

金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
東部商事
- 2 氏名
田島 洋
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市東区和白3丁目9-22 みのるビル2F
- 4 登録番号
福岡県知事(3)第06664号
- 5 登録年月日
平成16年1月16日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月16日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月17日から平成18年12月1日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第35号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
東和商事
- 2 氏名

菊山 朝代

- 3 主たる営業所の所在地
北九州市八幡西区則松7丁目9-23
- 4 登録番号
福岡県知事(3)第07043号
- 5 登録年月日
平成17年6月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第36号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
中央信販
- 2 氏名
尹 鐘賛（伊東 鐘賛）
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市中央区薬院2丁目2-7 イーストビル1F
- 4 登録番号
福岡県知事(2)第07505号
- 5 登録年月日

平成16年5月15日

6 行政処分の年月日

平成18年11月11日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月12日から平成18年11月26日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第37号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

松枝質屋

2 氏名

松枝 萬四郎

3 主たる営業所の所在地

田川市伊田町11-16

4 登録番号

福岡県知事(2)第07783号

5 登録年月日

平成17年8月15日

6 行政処分の年月日

平成18年11月16日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月17日から平成18年12月1日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第38号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

ファイナンスのジャンク

2 氏名

重留 裕之

3 主たる営業所の所在地

久留米市西町1132-10 サンリアン花畑 I 201号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08142号

5 登録年月日

平成15年12月15日

6 行政処分の年月日

平成18年11月15日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月16日から平成18年11月30日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第39号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日
福岡県知事 麻生 渡

1 名称
MSプラン

2 氏名
神守 泰雄

3 主たる営業所の所在地
大宰府市高雄5丁目2-27

4 登録番号
福岡県知事(1)第08158号

5 登録年月日
平成15年12月15日

6 行政処分の年月日
平成18年11月10日

7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第40号
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。
平成19年1月5日
福岡県知事 麻生 渡

1 名称
永富商事

2 氏名
永淵 富太郎

3 主たる営業所の所在地
久留米市野中町1052-1

4 登録番号
福岡県知事(1)第08164号

5 登録年月日
平成16年1月15日

6 行政処分の年月日
平成18年11月18日

7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月19日から平成18年12月3日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第41号
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。
平成19年1月5日
福岡県知事 麻生 渡

1 名称
光信販

2 氏名
秋 浩一（秋田 浩一）

3 主たる営業所の所在地
遠賀郡遠賀町大字鬼津3432-3

4 登録番号
福岡県知事(1)第08171号

5 登録年月日
平成16年2月16日

6 行政処分の年月日

平成18年11月10日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第42号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

グッドライフ

2 氏名

金 雅浩（松本 雅浩）

3 主たる営業所の所在地

久留米市野中町925-1-1 白水ビル2F202

4 登録番号

福岡県知事（N1）第08179号

5 登録年月日

平成16年2月16日

6 行政処分の年月日

平成18年11月13日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月14日から平成18年11月28日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第43号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

有限会社アリアス

2 代表者名

松崎 修二

3 主たる営業所の所在地

福岡市南区高宮1丁目16-26 ベルガーデン101

4 登録番号

福岡県知事(1)第08193号

5 登録年月日

平成16年4月15日

6 行政処分の年月日

平成18年11月10日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第44号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
玄洋興産
- 2 氏名
武内 啓樹
- 3 主たる営業所の所在地
直方市大字上頓野1898
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08198号

5 登録年月日
平成16年 4月15日

6 行政処分の年月日
平成18年11月10日

7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第45号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年 1月 5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
吉本 エイ子
- 2 主たる営業所の所在地
中間市中央 4丁目21-11
- 3 登録番号

福岡県知事(1)第08212号

4 登録年月日
平成16年 6月15日

5 行政処分の年月日
平成18年11月13日

6 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月14日から平成18年11月28日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第46号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年 1月 5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
ヨシタケ
- 2 氏名
吉武 ウタ
- 3 主たる営業所の所在地
久留米市白山町376

4 登録番号
福岡県知事(1)第08216号

5 登録年月日
平成16年 7月15日

6 行政処分の年月日
平成18年11月10日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第47号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

隠塚商事

2 氏名

隠塚 新平

3 主たる営業所の所在地

久留米市東合川町1丁目7-55

4 登録番号

福岡県知事(1)第08227号

5 登録年月日

平成16年7月15日

6 行政処分の年月日

平成18年11月10日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第48号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

ステージ

2 氏名

伊東 正太郎

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区板付2丁目14-8B

4 登録番号

福岡県知事(1)第08232号

5 登録年月日

平成16年8月16日

6 行政処分の年月日

平成18年11月10日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第49号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

メイコウ商事

2	氏名 小塚 郁朗
3	主たる営業所の所在地 飯塚市枝国494-3
4	登録番号 福岡県知事(1)第08235号
5	登録年月日 平成16年8月16日
6	行政処分の日 平成18年11月10日
7	行政処分の内容 貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
8	適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条
<hr/>	
福岡県告示第50号	
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。	
平成19年1月5日	
福岡県知事 麻生 渡	
1	名称 宮崎 寛司
2	主たる営業所の所在地 福岡市中央区天神2丁目14-8 福岡天神センタービル3F
3	登録番号 福岡県知事(1)第08238号
4	登録年月日 平成16年8月16日

5	行政処分の年月日 平成18年11月10日
6	行政処分の内容 貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
7	適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条
<hr/>	
福岡県告示第51号	
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。	
平成19年1月5日	
福岡県知事 麻生 渡	
1	名称 高武金融
2	氏名 高武 学
3	主たる営業所の所在地 糸島郡志摩町大字岐志753-1
4	登録番号 福岡県知事(1)第08245号
5	登録年月日 平成16年9月15日
6	行政処分の年月日 平成18年11月10日
7	行政処分の内容 貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで） ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
8	適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第52号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
こがね屋
- 2 氏名
宮武 康二
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市早良区室見1丁目13-7 JGM室見駅前501号
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08269号
- 5 登録年月日
平成16年12月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第53号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

- 1 名称
カーバンクティーアンドティー
- 2 氏名
水上 喜雅
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市西区今宿東1丁目19-10
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08272号
- 5 登録年月日
平成16年12月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第54号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
オールイン
- 2 氏名
山本 千代子
- 3 主たる営業所の所在地

福岡市南区横手 4 丁目13-35 大橋バーデンハイツ506号

- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08285号
- 5 登録年月日
平成17年 3 月15日
- 6 行政処分の年月日
平成18年11月10日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止15日間（平成18年11月11日から平成18年11月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第55号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年 1 月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
N P O 法人西日本ブライダル協会
- (2) 代表者の氏名
熊崎 キク子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市南 4 丁目23番23号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、結婚を望む成人男女の健全な出会いの創出と相互理解を深める為の支援活動を通して少子化対策等に貢献し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成18年12月19日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成19年 1 月 5 日

福岡県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称
英数高等学院
（福岡市早良区室見 4 丁目 2 -24）
- 2 連携措置をとろうとする高等学校の名称
並木学院高等学校 普通科
（広島市中区小町 8 番32号）
- 3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
（商業実務高等課程）

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
情報処理	情報処理
ビジネス基礎	ビジネス基礎

公安委員会

福岡県公安委員会告示第1号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる道路の種類に応じ、同表の中欄に掲げる路線名ごとにそれぞれ同表の

右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年7月1日から施行する。

平成19年1月5日

福岡県公安委員会

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	2号	北九州市門司区の区間
	3号	北九州市のうち、門司区、戸畑区、小倉北区、八幡東区及び八幡西区の区間 福岡市のうち、東区及び博多区の区間 久留米市、八女市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡及び八女郡の区間
	10号	北九州市のうち、小倉北区及び小倉南区の区間 行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡の区間
	200号	北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、鞍手郡、嘉穂郡及び朝倉郡の区間
	201号	福岡市東区、飯塚市、田川市、行橋市及び糟屋郡の区間 田川郡のうち、香春町及び糸田町の区間 京都郡の区間
	209号	久留米市、筑後市及びみやま市の区間
	211号	北九州市八幡西区、飯塚市及び嘉麻市の区間
	322号	北九州市のうち、小倉北区及び小倉南区 久留米市、田川市、小郡市、嘉麻市、朝倉市及び三井郡の区間 田川郡のうち、香春町及び川崎町の区間
	385号	福岡市のうち、博多区及び南区の区間 久留米市の区間
	386号	朝倉市及び朝倉郡の区間
	443号	柳川市の区間
	495号	福岡市東区、古賀市、糟屋郡及び遠賀郡の区間
	500号	小郡市、朝倉市、朝倉郡、三井郡及び田川郡添田町の区間
	県道	馬田頓田線
室木下有木若宮線		宮若市の区間

南関大牟田北線	大牟田市の区間
有毛引野線	北九州市のうち、若松区及び八幡西区の区間
前原富士線	前原市の区間
鳥栖朝倉線	小郡市及び三井郡の区間
佐賀八女線	久留米市、八女市及び筑後市の区間
久留米基山筑紫野線	久留米市及び筑紫野市の区間
大牟田川副線	大牟田市、大川市及びみやま市の区間
福岡直方線	福岡市東区及び糟屋郡の区間
田川直方線	直方市、田川市及び田川郡福智町の区間
久留米柳川線	久留米市、柳川市及び三潞郡の区間
福岡東環状線	福岡市博多区の区間
北九州芦屋線	北九州市若松区及び遠賀郡の区間
直方芦屋線	直方市、中間市、遠賀郡及び鞍手郡の区間
直方行橋線	行橋市の区間
直方宗像線	直方市、宗像市及び鞍手郡の区間
犀川豊前線	豊前市及び築上郡の区間
筑紫野古賀線	筑紫野市、太宰府市、古賀市及び糟屋郡の区間
直方停車場線	直方市の区間
久留米停車場線	久留米市の区間
久留米城島大川線	久留米市及び大川市の区間
大野城二丈線	福岡市のうち、博多区、南区、西区、城南区及び早良区の区間 春日市、大野城市、前原市及び糸島郡の区間
八女香春線	八女市、うきは市、朝倉市、朝倉郡及び八女郡星野村の区間 田川郡のうち、添田町及び大任町の区間

久留米筑紫野線	久留米市、小郡市、朝倉郡及び三井郡の区間
福岡志摩前原線	福岡市西区、前原市及び糸島郡の区間
宮田遠賀線	鞍手郡の区間
福岡早良大野城線	福岡市のうち、博多区、西区及び早良区の区間 春日市、大野城市、前原市及び筑紫郡の区間
椎田勝山線	行橋市及び京都郡の区間
小倉中間線	北九州市のうち、小倉南区及び八幡西区の区間 中間市の区間
北九州小竹線	飯塚市及び田川郡福智町の区間
筑紫野筑穂線	飯塚市、筑紫野市及び太宰府市の区間
福岡太宰府線	福岡市東区及び糟屋郡の区間
黒川白野江東本町線	北九州市門司区の区間
直方水巻線	北九州市八幡西区、直方市、中間市及び遠賀郡の区間
若宮玄海線	宗像市の区間
筑紫野太宰府線	筑紫野市及び太宰府市の区間
甘木朝倉田主丸線	久留米市、うきは市及び朝倉市の区間
久留米浮羽線	久留米市及びうきは市の区間
大和城島線	久留米市及び柳川市の区間
福岡志摩線	前原市及び糸島郡の区間
久留米筑後線	八女郡広川町の区間
瀬高久留米線	筑後市の区間
穂波嘉穂線	飯塚市、嘉麻市及び嘉穂郡の区間
宗像篠栗線	宗像市の区間
八女瀬高線	八女市の区間

福岡宗像玄海線	宗像市及び福津市の区間
中間宮田線	直方市、中間市及び鞍手郡の区間
大牟田荒尾線	大牟田市の区間
基山停車場平等寺筑紫野線	筑紫野市の区間
藤川二丈線	糸島郡の区間
浮羽草野久留米線	久留米市及びうきは市の区間
水巻芦屋線	遠賀郡の区間
下到津戸畑線	北九州市のうち、戸畑区及び小倉北区の区間
飯塚山田線	飯塚市及び嘉麻市の区間
金田糸田田川線	田川市の区間 田川郡のうち、糸田町及び福智町の区間
瀬戸飯塚線	飯塚市及び嘉穂郡の区間
町川原福岡線	福岡市東区、古賀市及び糟屋郡の区間
板付牛頸筑紫野線	福岡市のうち、博多区及び南区の区間 筑紫野市、春日市、大野城市及び太宰府市の区間
宮ノ浦前原線	前原市及び糸島郡の区間
猪野篠栗線	糟屋郡の区間
浜新建堅粕線	福岡市のうち、東区及び博多区の区間
桧原比恵線	福岡市のうち、博多区、中央区、南区及び城南区の区間
瑞梅寺池田線	前原市の区間
津和崎潤線	前原市及び糸島郡の区間
波呂神在線	前原市及び糸島郡の区間
山田中原福岡線	福岡市南区の区間
宮本大川線	久留米市、大川市及び三潞郡の区間
二森石崎線	久留米市及び小郡市の区間
武島白口線	久留米市の区間

藤田日吉町線	久留米市の区間
老町原白口線	久留米市の区間
本町新田大川線	柳川市及び大川市の区間

雑 報

福岡県森林審議会公告

平成18年11月29日福岡県知事より森林審議会に諮問された、森林病虫害等防除法に基づく「福岡県防除実施基準」及び「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域」の変更案に対する答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成19年1月5日

福岡県森林審議会会長 堺 正 紘

1 諮問事項の要旨

松くい虫被害対策事業5か年計画の策定のため、平成14年度に定めた守るべき松林等の見直しによる区域の変更。

(1) 福岡県防除実施基準の変更

（特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林の区域の変更）

変更前	35ha
変更後	29ha

(2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

ア 高度公益機能森林

変更前	249ha
変更後	273ha

イ 被害拡大防止森林

該当なし

2 意見募集の対象となる答申案

平成18年11月29日付け18緑第2244号で福岡県知事から諮問のあった下記案件については、平成18年11月29日の審議の結果、いずれも適当であると認めます。

記

- (1) 福岡県防除実施基準の変更（案）
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更（案）

3 答申案及び諮問事項の閲覧

福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）及び次の(1)～(5)において閲覧が可能。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

4 意見書の提出期間

県公報掲載の翌日から平成19年1月19日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入のうえ、郵送・FAXまたは電子メールにより提出してください。

6 意見書の提出先

福岡県森林審議会松くい虫対策部会事務局

（福岡県水産林務部緑化推進課）

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

FAX 092-643-3541

電子メール ryokusui@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・10・20	2597	告 示	2033	1		○	後ろか ら2		大字大石198の14	198の14

発行 福岡県庁
福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社
福岡市博多区東比恵二丁目
チユルエツク

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)